

主な改正箇所※

新	<div data-bbox="1209 315 1369 353" style="text-align: right;">参考資料</div> <div data-bbox="448 600 1217 719" style="text-align: center;"><h2>女川原子力発電所 情報公開基準 ～取り扱いと各事象について～</h2><hr style="border: 2px solid red;"/></div> <div data-bbox="646 855 1029 981" style="text-align: center;"><p>2023年3月16日 東北電力株式会社 2026年6月1日(改訂)</p></div>
旧	<div data-bbox="1209 1167 1369 1205" style="text-align: right;">参考資料</div> <div data-bbox="448 1444 1212 1563" style="text-align: center;"><h2>女川原子力発電所 情報公開基準 ～取り扱いと各事象について～</h2><hr style="border: 2px solid red;"/></div> <div data-bbox="646 1697 1021 1771" style="text-align: center;"><p>2023年3月16日 東北電力株式会社</p></div>

※ 変更箇所が「写真」、「誤記修正」、「過去に公表した主な事象」のみの頁および参考資料については、新旧比較表に記載していません。

新

目次（2 / 3）：「区分Ⅱ、Ⅲ」に該当する事象の解説

頁	【区分Ⅱ】外部へ直接は影響しないが、社会的に影響の出るおそれのある事象：「速やかに」公表（事象の確認が夜間の場合は翌日）
16	① 安全上重要な機器または常設重大事故等対処設備に不具合が発生し、点検するとき（原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く）
17	② 管理区域内で管理された状態にない100リットル以上の放射性の液体を発見したとき
18	③ 発電所敷地内における消防法に基づく油の漏えいを発見したとき
19	④ 核燃料物質に由来する放射性物質による身体汚染・内部取り込みが発生したとき
20	⑤ 燃料プール冷却浄化系ポンプが計画外に全台停止したとき
※	⑥ 使用済燃料プールへの金属片の落下物が発見したとき
21	⑦ 当社ホームページにおける発電所の放射能に係る測定データの全測定値が計画外に確認不能となったとき
22	⑧ 発電所敷地内の現場作業に伴い重大な労働災害が発生したとき
【区分Ⅲ】事象の進展または状況の変化によっては、法令及び安全協定における通報連絡の対象に該当する事象または社会的に影響の出るおそれのある事象など：「翌営業日に」公表	
23	① 安全上重要な機器または常設重大事故等対処設備に不具合が発生し、機能維持に影響のないとき（原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く）
24	② 原子炉の運転に関連する主要な機器の故障で、予備機への切り替わりなどにより運転継続に影響しないとき
25	③ 原子炉の運転に関連する主要なパラメータが有意に上昇（または低下）し、原因調査や補修などを行いながら運転継続するとき
26	④ 管理区域内の空間放射線を計測する放射線モニタなどの指示値が有意に上昇したとき
27	⑤ 燃料の監視状況に有意な変化が確認されたとき
28	⑥ プラント機器の故障などにより当社ホームページにおける発電機の出力が有意に変動したとき
29	⑦ 当社ホームページにおける発電所の放射能に係る測定データの値が有意に上昇したとき
30	⑧ 管理区域内で管理された状態にない1リットル以上、100リットル未満の放射性の液体を発見したとき（1リットル未満でも漏えいを直ちに停止できない場合）
31	⑨ 建屋内で管理された状態にない200リットル以上の非放射性の液体を発見したとき
32	⑩ 補給水や原子炉格納容器内の排水が有意に増加したとき（何らかの漏えいを示す事象）
33	⑪ 床・壁などに保安規定で定める管理区域内の区分基準を超える汚染があったとき
34	⑫ 当社ホームページにおける発電所の放射能に係る測定データの1つ以上の測定値が計画外に確認不能となったとき

5

旧

目次（2 / 3）：「区分Ⅱ、Ⅲ」に該当する事象の解説

頁	【区分Ⅱ】外部へ直接は影響しないが、社会的に影響の出るおそれのある事象：「速やかに」公表（事象の確認が夜間の場合は翌日）
16	① 安全上重要な機器に不具合が発生し、点検するとき（原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く）
17	② 管理区域内で管理された状態にない100リットル以上の放射性の液体を発見したとき
18	③ 発電所敷地内における消防法に基づく油の漏えいを発見したとき
19	④ 核燃料物質に由来する放射性物質による身体汚染・内部取り込みが発生したとき
20	⑤ 燃料プール冷却浄化系ポンプが計画外に全台停止したとき
※	⑥ 使用済燃料プールへの金属片の落下物が発見したとき
21	⑦ 当社ホームページにおける発電所の放射能に係る測定データの全測定値が計画外に確認不能となったとき
22	⑧ 発電所敷地内において重大な労働災害が発生したとき（入院した場合、または同時に3人以上が被災した場合など）
【区分Ⅲ】事象の進展または状況の変化によっては、法令及び安全協定における通報連絡の対象に該当する事象または社会的に影響の出るおそれのある事象など：「翌営業日に」公表	
23	① 安全上重要な機器に不具合が発生し、機能維持に影響のないとき（原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く）
24	② 原子炉の運転に関連する主要な機器の故障で、予備機への切り替わりなどにより運転継続に影響しないとき
25	③ 原子炉の運転に関連する主要なパラメータが有意に上昇（または低下）し、原因調査や補修などを行いながら運転継続するとき
26	④ 管理区域内の空間放射線を計測する放射線モニタなどの指示値が有意に上昇したとき
27	⑤ 燃料の監視状況に有意な変化が確認されたとき
28	⑥ プラント機器の故障などにより当社ホームページにおける発電機の出力が有意に変動したとき
29	⑦ 当社ホームページにおける発電所の放射能に係る測定データの値が有意に上昇したとき
30	⑧ 管理区域内で管理された状態にない1リットル以上、100リットル未満の放射性の液体を発見したとき（1リットル未満でも漏えいを直ちに停止できない場合）
31	⑨ 建屋内で管理された状態にない200リットル以上の非放射性の液体を発見したとき
32	⑩ 補給水や原子炉格納容器内の排水が有意に増加したとき（何らかの漏えいを示す事象）
33	⑪ 床・壁などに保安規定で定める管理区域内の区分基準を超える汚染があったとき
34	⑫ 当社ホームページにおける発電所の放射能に係る測定データの1つ以上の測定値が計画外に確認不能となったとき

5

新

目次（3 / 3）：「区分Ⅳ、核物質防護」に該当する事象の解説 他

頁	【区分Ⅳ】区分Ⅰ～Ⅲに至らない機器の不具合など：「月一回定期的に」公表
35	① 法令及び安全協定に基づく通報連絡を必要としない安全上重要な機器または常設重大事故等対処設備のひび、傷などの不具合（通常想定される不具合を除く）
36	② 安全上重要な機器以外の主要な機器のひび、傷などの不具合（通常想定される不具合を除く）
37	③ その他
	核物質防護に係る事象：「脆弱性の解消が確認された後、速やかに」公表
38	核物質防護に影響がある事象が発生したとき
	補足資料
39	1. 労働災害の情報公開フロー図
40	2. 安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー図
	参考資料
41	1. 原子力発電のしくみ
42	2. 原子力の安全上重要な機能 「止める」「冷やす」「閉じ込める」「電源の確保」
46	3. 安全対策の実施
48	4. 用語集

6

旧

目次（3 / 3）：「区分Ⅳ、核物質防護」に該当する事象の解説 他

頁	【区分Ⅳ】区分Ⅰ～Ⅲに至らない機器の不具合など：「月一回定期的に」公表
35	① 法令及び安全協定に基づく通報連絡を必要としない安全上重要な機器のひび、傷などの不具合（通常想定される不具合を除く）
36	② 安全上重要な機器以外の主要な機器のひび、傷などの不具合（通常想定される不具合を除く）
37	③ その他
	核物質防護に係る事象：「脆弱性の解消が確認された後、速やかに」公表
38	核物質防護に影響がある事象が発生したとき
	補足資料
39	1. 労働災害の情報公開フロー図
40	2. 安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー図
	参考資料
41	1. 原子力発電のしくみ
42	2. 原子力の安全上重要な機能 「止める」「冷やす」「閉じ込める」「電源の確保」
46	3. 安全対策の実施
48	4. 用語集

6

区分Ⅰ：⑬ 前各項目（区分Ⅰ①～⑫）のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき

区分Ⅰ（直ちにプレス）	区分Ⅱ（速やかにプレス）	区分Ⅲ（翌営業日にHP掲載）	区分Ⅳ（定期的にHP掲載）
-------------	--------------	----------------	---------------

＜解説＞

- 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象とは、下表のとおりです。
- これらの事象が発生した場合は、直ちに公表いたします。

(表) 関係法令と報告事象の例

法令	報告事象（例）
実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則第134条	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、5%を超える原子炉の出力変化が生じたとき、または5%を超える原子炉の出力変化が必要となったとき 安全上重要な機器等または常設重大事故等対処設備の点検を行った場合において、法令に定める基準に適合していないと認められたとき、または原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき （「補足資料2：安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー図」参照） 原子炉施設の故障やその他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき（液体状のものについては370万ベクレルを超えた場合） 原子炉施設において、人に障害（放射線障害、落下障害、熱的障害、酸欠障害等）が発生※し、または発生するおそれがあるとき（「補足資料1：労働災害の情報公開フロー図」参照） ※原子炉施設の故障など、原子炉施設が障害の直接の原因となった場合のこと など
原子力発電工作物に係る電気関係 報告規則第3条第1項、 電気関係報告規則第3条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 感電又は原子力発電工作物（または電気工作物）の破損事故、誤操作もしくは原子力発電工作物（または電気工作物）を操作しないことにより人が死傷した事故 など

【過去に公表した主な事象】
・女川1号機原子炉建屋天井クレーン走行部の損傷について（2012年6月7日公表）

区分Ⅰ：⑬ 前各項目（区分Ⅰ①～⑫）のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき

区分Ⅰ（直ちにプレス）	区分Ⅱ（速やかにプレス）	区分Ⅲ（翌営業日にHP掲載）	区分Ⅳ（定期的にHP掲載）
-------------	--------------	----------------	---------------

＜解説＞

- 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象とは、下表のとおりです。
- これらの事象が発生した場合は、直ちに公表いたします。

(表) 関係法令と報告事象の例

法令	報告事象（例）
実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則第134条	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、5%を超える原子炉の出力変化が生じたとき、または5%を超える原子炉の出力変化が必要となったとき 安全上重要な機器等の点検を行った場合において、法令に定める基準に適合していないと認められたとき、または原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき （「補足資料2：安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー図」参照） 原子炉施設の故障やその他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき（液体状のものについては370万ベクレルを超えた場合） 原子炉施設において、人に障害（放射線障害、落下障害、熱的障害、酸欠障害等）が発生※し、または発生するおそれがあるとき（「補足資料1：労働災害の情報公開フロー図」参照） ※原子炉施設の故障など、原子炉施設が障害の直接の原因となった場合のこと など
原子力発電工作物に係る電気関係 報告規則第3条第1項、 電気関係報告規則第3条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 感電又は原子力発電工作物（または電気工作物）の破損事故、誤操作もしくは原子力発電工作物（または電気工作物）を操作しないことにより人が死傷した事故 など

【過去に公表した主な事象】
・女川1号機原子炉建屋天井クレーン走行部の損傷について（2012年6月7日公表）

新

**区分Ⅱ：① 安全上重要な機器または常設重大事故等対処設備に不具合が発生し、点検するとき
(原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く)**

区分Ⅰ(直ちにプレス) 区分Ⅱ(速やかにプレス) 区分Ⅲ(翌営業日にHP掲載) 区分Ⅳ(定期的にHP掲載)

《解説》

- 「安全上重要な機器」とは、原子力規制委員会が定める「原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器」のことをいい、**非常用炉心冷却系**や**非常用ディーゼル発電機**などについては、**原子炉施設保安規定**において**運転上の制限**が定められています。
- 「常設重大事故等対処設備」とは、**重大事故等**に対処するための機能を有する設備のうち**常設のもの**をいい、**原子炉施設保安規定**において**運転上の制限**が定められています。
- これら設備が**運転上の制限**を満足しない場合には、直ちに公表(区分Ⅰ⑮)いたします。また、これに至らない場合でも**運転上の制限**が要求される期間に当該機器に不具合が発生し、**点検**するときは、速やかに公表いたします。
- なお、**点検**の結果、法令に定められた基準を満足していない場合や、必要な機能を有していないと判断される場合は、直ちに公表(区分Ⅰ⑮)いたします。
(「**補足資料 2：安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー**」参照)

例：原子炉が冷温停止または燃料交換実施(下表「**ケース②**」に該当)において、非常用炉心冷却系のうち**低圧炉心スレイ系**に不具合が発生し、**点検**する場合(右図参照)、求められる条件「**2系統が動作可能**」に対して、**4系統が動作可能**であり、**運転上の制限**は満足する。

(表)「非常用炉心冷却系」に係る**運転上の制限**

原子炉の状況	【ケース①】 原子炉が運転または高温停止※1	【ケース②】 原子炉が冷温停止※2 または燃料交換実施	【ケース③】 原子炉から全燃料を取り出した後
運転上の制限	非常用炉心冷却系の全ての系統が 動作可能 であること	非常用炉心冷却系のうち 2系統※3 が 動作可能 であること	なし

※1 原子炉水：100℃以上 ※2 原子炉水：100℃未満 ※3 「**自動減圧系**」は含みません

【関連】(区分Ⅰ⑮)前各項目(区分Ⅰ①～⑫)のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき(区分Ⅰ⑮)原子炉施設保安規定に定める**運転上の制限**を満足しないと判断したとき

【過去に公表した主な事象】

- ・**女川原子力発電所2号機における格納容器内水素濃度検出器の指示値の異常について(2025年6月20日公表)**
- ・**女川3号機 非常用ディーゼル発電機B号機の不調について(2016年8月5日公表)**

(図)「非常用炉心冷却系」の概要

[凡例] □…非常用炉心冷却系の設備
○…ポンプ →…水配管 →…蒸気配管

16

旧

**区分Ⅱ：① 安全上重要な機器に不具合が発生し、点検するとき
(原子力施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く)**

区分Ⅰ(直ちにプレス) 区分Ⅱ(速やかにプレス) 区分Ⅲ(翌営業日にHP掲載) 区分Ⅳ(定期的にHP掲載)

《解説》

- 「安全上重要な機器」とは、原子力規制委員会が定める「原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器」のことをいいます。また、安全上重要な機器のうち、**非常用炉心冷却系**や**非常用ディーゼル発電機**などについては、**原子力施設保安規定**において**運転上の制限**が定められています。
- 安全上重要な機器が**運転上の制限**を満足しない場合には、直ちに公表(区分Ⅰ⑮)いたします。また、これに至らない場合でも**運転上の制限**が要求される期間に当該機器に不具合が発生し、**点検**するときは、速やかに公表いたします。
- なお、**点検**の結果、法令に定められた基準を満足していない場合や、必要な機能を有していないと判断される場合は、直ちに公表(区分Ⅰ⑮)いたします。
(「**補足資料 2：安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー**」参照)

例：原子炉が冷温停止または燃料交換実施(下表「**ケース②**」に該当)において、非常用炉心冷却系のうち**低圧炉心スレイ系**に不具合が発生し、**点検**する場合(右図参照)、求められる条件「**2系統が動作可能**」に対して、**4系統が動作可能**であり、**運転上の制限**は満足する。

(表)「非常用炉心冷却系」に係る**運転上の制限**

原子炉の状況	【ケース①】 原子炉が運転または高温停止※1	【ケース②】 原子炉が冷温停止※2 または燃料交換実施	【ケース③】 原子炉から全燃料を取り出した後
運転上の制限	非常用炉心冷却系の全ての系統が 動作可能 であること	非常用炉心冷却系のうち 2系統※3 が 動作可能 であること	なし

※1 原子炉水：100℃以上 ※2 原子炉水：100℃未満 ※3 「**自動減圧系**」は含みません

【関連】(区分Ⅰ⑮)前各項目(区分Ⅰ①～⑫)のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき(区分Ⅰ⑮)原子炉施設保安規定に定める**運転上の制限**を満足しないと判断したとき

【過去に公表した主な事象】

- ・**女川3号機 非常用ディーゼル発電機B号機の不調について(2016年8月5日公表)**

(図)「非常用炉心冷却系」の概要

[凡例] □…非常用炉心冷却系の設備
○…ポンプ →…水配管 →…蒸気配管

16

新

区分Ⅱ：⑧ 発電所敷地内の現場作業に伴い重大な労働災害が発生したとき

区分Ⅰ（直ちにプレス）	区分Ⅱ（速やかにプレス）	区分Ⅲ（翌営業日にHP掲載）	区分Ⅳ（定期的にHP掲載）
-------------	--------------	----------------	---------------

<<解説>>

- 発電所敷地内の現場作業に伴い重大な労働災害※¹により入院治療※²を要する場合、または被災者が3人以上の場合は、速やかに公表いたします。
- なお、管理区域内において労働災害が発生し、医療機関が被災者の休業に4日以上を要すると診断した場合は、直ちに公表（区分Ⅰ⑩）いたします。
- また、原子力発電所の設備故障などが直接の原因で労働災害が発生した場合は、直ちに公表（区分Ⅰ⑬）いたします。（「補足資料1：労働災害の情報公開フロー図」参照）

※¹ 巡視、点検、工事、検査、訓練等の現場作業との因果関係が明らかな場合で、感電、墜落、伐採、車両（重機含む）、重量物、熱傷、窒息、化学物質による急性中毒を指す。事務作業における怪我や疾病によるものを除く。

※² 容体変化により後日入院治療が必要となった場合を含む。

【関連】
 (区分Ⅰ⑩)管理区域内で人に傷害が発生したとき
 (区分Ⅰ⑬)前各項目（区分Ⅰ①～⑫）のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき

【過去に公表した主な事象】

- ・女川原子力発電所における体調不良者の発生について（2024年8月9日公表）
- ・女川原子力発電所構内における負傷者発生について（2023年5月12日公表）

22

旧

**区分Ⅱ：⑧ 発電所敷地内において重大な労働災害が発生したとき
（入院した場合、または同時に3人以上が被災した場合など）**

区分Ⅰ（直ちにプレス）	区分Ⅱ（速やかにプレス）	区分Ⅲ（翌営業日にHP掲載）	区分Ⅳ（定期的にHP掲載）
-------------	--------------	----------------	---------------

<<解説>>

- 発電所敷地内において重大な労働災害（被災者が入院した場合、または被災者が3人以上の場合など）が発生した場合は、速やかに公表いたします。
- なお、管理区域内において労働災害が発生し、医療機関が被災者の休業に4日以上を要すると診断した場合は、直ちに公表（区分Ⅰ⑩）いたします。
- また、原子力発電所の設備故障などが直接の原因で労働災害が発生した場合は、直ちに公表（区分Ⅰ⑬）いたします。（「補足資料1：労働災害の情報公開フロー図」参照）

【関連】
 (区分Ⅰ⑩)管理区域内で人に傷害が発生したとき
 (区分Ⅰ⑬)前各項目（区分Ⅰ①～⑫）のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき

【過去に公表した主な事象】

- ・女川原子力発電所構内における工事車両との接触による負傷者発生について（2022年1月15日公表）
- ・女川2号機の制御建屋内における体調不良者の発生について（2021年7月13日公表）

22

新

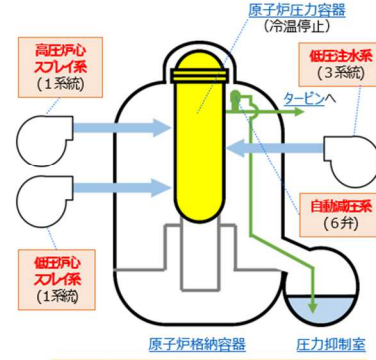
区分Ⅲ：① 安全上重要な機器または常設重大事故等対処設備に不具合が発生し、機能維持に影響のないとき(原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く)

区分Ⅰ(直ちにプス) 区分Ⅱ(速やかにプス) 区分Ⅲ(翌営業日にHP掲載) 区分Ⅳ(定期的にHP掲載)

<<解説>>

- ▶ 「機能維持に影響のない」不具合とは、当該の安全上重要な機器または常設重大事故等対処設備の機能・性能の喪失または低下がなく、直ちに分解点検などをせずに簡易的な措置※を講じたうえで、当該の機器や設備の使用を継続できる不具合のことをいいます。
- ▶ 運転上の制限が要求される期間に当該機器に不具合が発生し、機能維持に影響のない場合は、事実関係を確認したうえで、翌営業日に公表いたします。
- ▶ なお、事象が進展(悪化)し、当該の機器や設備の使用を中止し、分解点検などを行う必要があると判断した場合は、速やかに公表(区分Ⅱ①)いたします。
(「補足資料2：安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー図」参照)

※(例) 非常用炉心冷却系(右図参照)のうち、低圧炉心スプレイ系のモータ冷却系統からわずかな水の滴下が確認された。その後、当該箇所ボルトの増し締めを行い、確認運転によって、当該機器の機能・性能に影響ないことが確認できたため、継続して使用できると判断した。



(表)「非常用炉心冷却系」に係る運転上の制限

原子炉の状況	[ケース①] 原子炉が運転または高温停止※ ¹	[ケース②] 原子炉が冷温停止※ ² または燃料交換実施	[ケース③] 原子炉から全燃料を取り出した後
運転上の制限	非常用炉心冷却系の全ての系統が動作可能であること	非常用炉心冷却系のうち2系統※ ³ が動作可能であること	なし

※¹ 原子炉水：100℃以上 ※² 原子炉水：100℃未満 ※³ 「自動減圧系」は含みません

【関連】

(区分Ⅱ①)安全上重要な機器または常設重大事故等対処設備に不具合が発生し、点検するとき(原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く)

【過去に公表した主な事象】

・[女川原子力発電所2号機における制御棒の不具合について\(2025年10月23日公表\)](#)

(図)「非常用炉心冷却系」の概要

23

旧

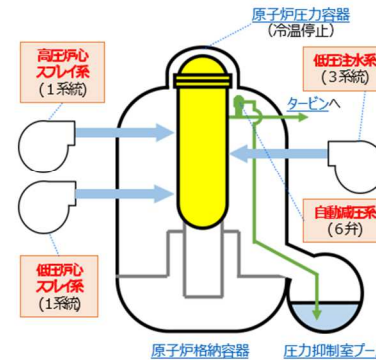
区分Ⅲ：① 安全上重要な機器に不具合が発生し、機能維持に影響のないとき(原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く)

区分Ⅰ(直ちにプス) 区分Ⅱ(速やかにプス) 区分Ⅲ(翌営業日にHP掲載) 区分Ⅳ(定期的にHP掲載)

<<解説>>

- ▶ 「機能維持に影響のない」不具合とは、当該の安全上重要な機器の機能・性能の喪失または低下がなく、直ちに分解点検などをせずに簡易的な措置※を講じたうえで、当該の安全上重要な機器の使用を継続できる不具合のことをいいます。
- ▶ 運転上の制限が要求される期間に当該機器に不具合が発生し、機能維持に影響のない場合は、事実関係を確認したうえで、翌営業日に公表いたします。
- ▶ なお、事象が進展(悪化)し、当該の安全上重要な機器の使用を中止し、分解点検などを行う必要があると判断した場合は、速やかに公表(区分Ⅱ①)いたします。
(「補足資料2：安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー図」参照)

※(例) 非常用炉心冷却系(右図参照)のうち、低圧炉心スプレイ系のモータ冷却系統からわずかな水の滴下が確認された。その後、当該箇所ボルトの増し締めを行い、確認運転によって、当該機器の機能・性能に影響ないことが確認できたため、継続して使用できると判断した。



(表)「非常用炉心冷却系」に係る運転上の制限

原子炉の状況	[ケース①] 原子炉が運転または高温停止※ ¹	[ケース②] 原子炉が冷温停止※ ² または燃料交換実施	[ケース③] 原子炉から全燃料を取り出した後
運転上の制限	非常用炉心冷却系の全ての系統が動作可能であること	非常用炉心冷却系のうち2系統※ ³ が動作可能であること	なし

※¹ 原子炉水：100℃以上 ※² 原子炉水：100℃未満 ※³ 「自動減圧系」は含みません

【関連】

(区分Ⅱ①)安全上重要な機器に不具合が発生し、点検するとき(原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く)

【過去に公表した主な事象】

・[女川2号機高圧炉心スプレイ系タービン発電機における発電機軸受潤滑油冷却器ファン油滴の冷却水の滴下について\(2017年3月10日公表\)](#)

(図)「非常用炉心冷却系」の概要

23

新

区分Ⅳ：① 法令及び安全協定に基づく通報連絡を必要としない安全上重要な機器または常設重大事故等対処設備のひび、傷などの不具合（通常想定される不具合を除く）

区分Ⅰ（直ちにプレス）	区分Ⅱ（速やかにプレス）	区分Ⅲ（翌営業日にHP掲載）	区分Ⅳ（定期的にHP掲載）
-------------	--------------	----------------	---------------

＜解説＞

- ▶ 法令及び安全協定に基づく通報連絡を必要としない**安全上重要な機器または常設重大事故等対処設備**にひび、傷などの不具合（通常想定される不具合※を除きます）が発生した場合は、定期的（月1回）に公表いたします。
※各種消耗品（パッキンなど）の交換や、部品交換を伴わない機器の調整など
- ▶ なお、法令及び安全協定に基づく通報連絡を必要とする安全上重要な機器のひび、傷などの不具合が発生した場合は、直ちに公表（区分Ⅰ⑬）いたします。（「[補足資料2：安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー図](#)」参照）

【関連】（区分Ⅰ⑬）前各項目（区分Ⅰ①～⑫）のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき

【過去に公表した主な事象】

- ・女川2号機 ガスタービン発電機（A）タービン翼等における微小な傷等の発見について（2026年3月11日公表）
- ・女川1号機 原子炉建屋天井クレーン走行部支持台座のき裂について（2022年9月12日）
- ・女川2号機 原子炉補機冷却海水ポンプ（C）の動力ケーブル被覆の一部損傷について（2021年11月11日公表）
- ・女川2号機 原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）パーシライン逃がし弁の腐食について（2015年11月10日公表）
- ・女川2号機 原子炉補機冷却海水系の弁棒の指示模様について（2015年8月10日公表）

35

旧

区分Ⅳ：① 法令及び安全協定に基づく通報連絡を必要としない安全上重要な機器のひび、傷などの不具合（通常想定される不具合を除く）

区分Ⅰ（直ちにプレス）	区分Ⅱ（速やかにプレス）	区分Ⅲ（翌営業日にHP掲載）	区分Ⅳ（定期的にHP掲載）
-------------	--------------	----------------	---------------

＜解説＞

- ▶ 法令及び安全協定に基づく通報連絡を必要としない**安全上重要な機器**にひび、傷などの不具合（通常想定される不具合※を除きます）が発生した場合は、定期的（月1回）に公表いたします。
※各種消耗品（パッキンなど）の交換や、部品交換を伴わない機器の調整など
- ▶ なお、法令及び安全協定に基づく通報連絡を必要とする安全上重要な機器のひび、傷などの不具合が発生した場合は、直ちに公表（区分Ⅰ⑬）いたします。（「[補足資料2：安全上重要な機器の不具合などの情報公開フロー図](#)」参照）

【関連】（区分Ⅰ⑬）前各項目（区分Ⅰ①～⑫）のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき

【過去に公表した主な事象】

- ・女川1号機 原子炉建屋天井クレーン走行部支持台座のき裂について（2022年9月12日）
- ・女川2号機 原子炉補機冷却海水ポンプ（C）の動力ケーブル被覆の一部損傷について（2021年11月11日公表）
- ・女川2号機 原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）パーシライン逃がし弁の腐食について（2015年11月10日公表）
- ・女川2号機 原子炉補機冷却海水系の弁棒の指示模様について（2015年8月10日公表）
- ・女川1号機 残留熱除去系 A系第二注入隔離弁の浸食について（2013年1月15日公表）

35

新

区分Ⅳ：③ その他

区分Ⅰ(直ちにプレス)	区分Ⅱ(速やかにプレス)	区分Ⅲ(翌営業日にHP掲載)	区分Ⅳ(定期的にHP掲載)
-------------	--------------	----------------	---------------

＜＜解説＞＞

➢ 前述の「区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ及び区分Ⅳ①②」の他、以下の事象について、定期的（月1回）に公表いたします。

(表) 公表対象

事象例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力抑制室プール (サブレッションチェンバ) 内で異物を発見 ・ 可搬型重大事故等対処設備の主要な機器に係る不具合 (通常想定される不具合を除く) ※1 ・ 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が設定されている、安全上重要な機器、重大事故対処設備以外の設備※2の不具合 (通常想定される不具合を除く) ※1 ・ 管理区域内でたばこの吸い殻を発見 ・ 地震後の点検で確認された設備被害 ・ 発電所敷地内の現場作業等に伴って入院治療※3を要する労働災害が発生したときなど

※1 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足しないと判断したときは、直ちに公表 (区分Ⅰ⑤) いたします。
 ※2 地下水位低下設備、起動用変圧器、予備変圧器
 ※3 容体変化により後日入院治療が必要となった場合を含む

【過去に公表した主な事象】

- ・ [女川2号機におけるたばこの吸殻の発見について \(2022年12月12日公表\)](#)
- ・ [2022年3月16日の地震後に確認された発電所設備等被害への対応状況 \(2022年4月12日公表\)](#)
- ・ [女川2号機 圧力抑制室プール内の異物について \(2006年8月11日公表\)](#)

37

旧

区分Ⅳ：③ その他

区分Ⅰ(直ちにプレス)	区分Ⅱ(速やかにプレス)	区分Ⅲ(翌営業日にHP掲載)	区分Ⅳ(定期的にHP掲載)
-------------	--------------	----------------	---------------

＜＜解説＞＞

➢ 前述の「区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ及び区分Ⅳ①②」の他、以下の事象について、定期的（月1回）に公表いたします。

(表) 公表対象

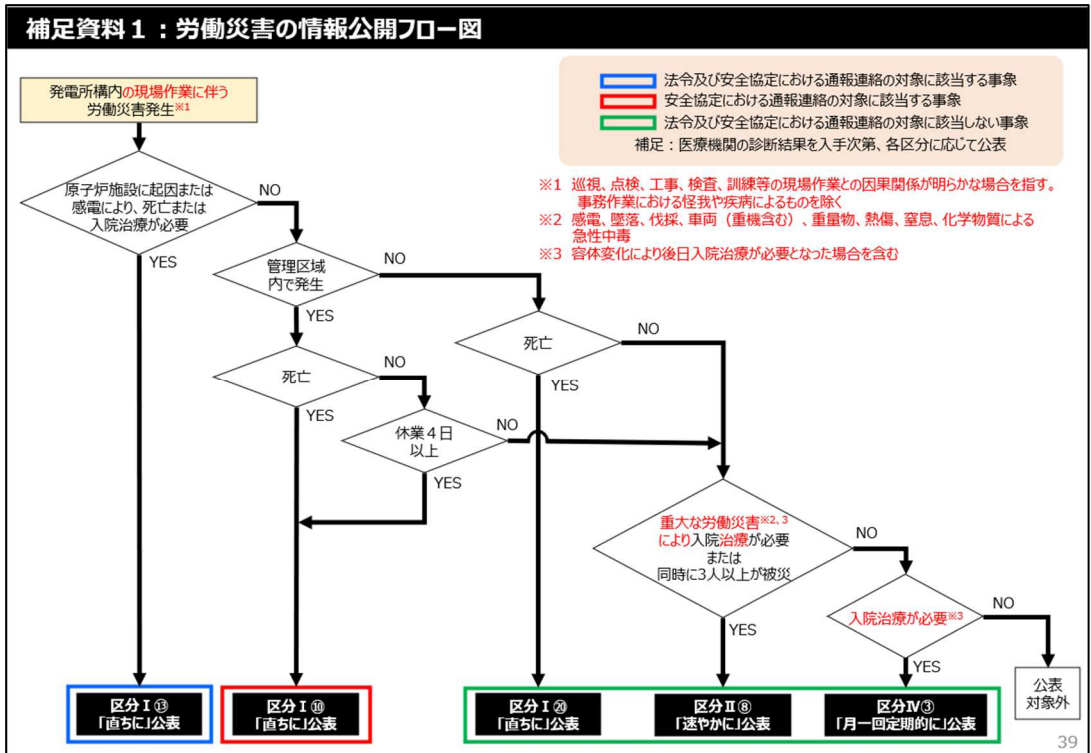
事象例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力抑制室プール (サブレッションチェンバ) 内で異物を発見 ・ 管理区域内でたばこの吸い殻を発見 ・ 地震後の点検で確認された設備被害 ・ など

【過去に公表した主な事象】

- ・ [女川2号機におけるたばこの吸殻の発見について \(2022年12月12日公表\)](#)
- ・ [2022年3月16日の地震後に確認された発電所設備等被害への対応状況 \(2022年4月12日公表\)](#)
- ・ [女川2号機 圧力抑制室プール内の異物について \(2006年8月11日公表\)](#)

37

新



旧

